

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

平成28年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月1日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 専決第10号

平成28年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

平成28年度おいらせ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,950千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,123,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年3月31日 専決

おいらせ町長 三村 正太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		7,033	654	7,687
	1 分担金	948	2	950
	2 負担金	6,085	652	6,737
2 使用料及び手数料		138,687	96	138,783
	1 使用料	138,458	67	138,525
	2 手数料	229	29	258
5 繰入金		641,322	△10,500	630,822
	1 一般会計繰入金	641,322	△10,500	630,822
8 町債		321,900	△2,200	319,700
	1 町債	321,900	△2,200	319,700
歳入	合計	1,135,445	△11,950	1,123,495

# 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		204,763	△7,273	197,490
	1 総務管理費	204,763	△7,273	197,490
2 事業費		138,199	△1,000	137,199
	1 建設事業費	138,199	△1,000	137,199
3 公債費		785,483	△2,343	783,140
	1 公債費	785,483	△2,343	783,140
5 災害復旧費		6,000	△1,334	4,666
	1 災害復旧費	6,000	△1,334	4,666
歳出	合計	1,135,445	△11,950	1,123,495

## 第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円  34,200	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円  32,000	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。